



山形県公報

平成26年10月7日(火)
第2586号
~~~~~  
毎週火・金曜日発行

## 目次

### 告 示

- 平成6年3月県告示第311号(急傾斜地崩壊危険区域の指定)の一部改正……………(砂防・災害対策課) ……1087
- 開発行為に関する工事の完了……………(最上総合支庁建築課) ……1088

### 教育委員会関係

#### 告 示

- 山形県教育委員会10月定例会の招集…………… 同

### 海区漁業調整委員会関係

#### 指 示

- 漁業法によるはたはた採捕の制限……………1089

### 公 告

- 県営住宅入居者の一般公募……………(最上総合支庁建築課) …… 同

## 告 示

### 山形県告示第866号

平成6年3月県告示第311号(急傾斜地崩壊危険区域の指定)の一部を次のように改正する。  
 なお、関係図書は、県土整備部砂防・災害対策課及び最上総合支庁建設部において縦覧に供する。  
 平成26年10月7日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

第5項第2号を次のように改める。

#### (2) 土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱1号から17号までを順次結んだ線及び標柱1号と17号を結んだ線に囲まれた土地の区域

| 郡 市   | 町 村  | 大 字 | 字     | 地 番     | 標 柱 番 号     |
|-------|------|-----|-------|---------|-------------|
| 最 上 郡 | 真室川町 | 釜 淵 | 権 現 堂 | 827-11  | 1号          |
|       |      |     |       | 827-180 | 2号          |
|       |      |     |       | 827-12  | 3号及び4号      |
|       |      |     | 鶴 下 田 | 386-1地先 | 5号、11号及び13号 |

|  |  |  |     |           |          |
|--|--|--|-----|-----------|----------|
|  |  |  |     | 371-32地先  | 6号       |
|  |  |  |     | 371-42    | 7号       |
|  |  |  |     | 371-39    | 8号       |
|  |  |  |     | 371-28    | 9号       |
|  |  |  |     | 371-1     | 10号      |
|  |  |  | 十八坂 | 383-2     | 12号      |
|  |  |  | 権現堂 | 827-216地先 | 14号及び15号 |
|  |  |  |     | 827-218   | 16号      |
|  |  |  |     | 827-36    | 17号      |

**山形県告示第867号**

次の開発行為は、完了した。

平成26年10月7日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 許可番号  
平成25年6月12日 指令最総建第8号
- 開発区域に含まれる地域の名称  
新庄市十日町字早坂道2553-23、早坂2555-1、2559-1、2559-3、2559-6、2560-3、2562-10、11571、11572、2563-2の一部、2563-7の一部、2563-8の一部、2259-1の先
- 開発許可を受けた者の住所及び名称  
新庄市石川町5番22号 有限会社北都宅建  
新庄市新町2番15号 株式会社新庄開発センター

**教育委員会関係****告 示****山形県教育委員会告示第12号**

山形県教育委員会10月定例会を次のとおり招集した。

平成26年10月7日

山形県教育委員会  
委員長 長 南 博 昭

- 招集の日時 平成26年10月9日（木） 午後2時
- 招集の場所 山形市松波二丁目8番1号  
山形県庁舎教育委員室
- 議 題
  - 博物館に相当する施設の指定について
  - 山形県立高等学校管理運営規則の一部を改正する規則の制定について
  - 特別支援学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則の制定について
  - 平成28年度山形県立高等学校入学者選抜基本方針の決定について

(5) 平成27年度山形県立高等学校及び山形県立特別支援学校の高等部の入学者募集について

## 海区漁業調整委員会関係

### 指 示

#### 山形海区漁業調整委員会指示第2号

漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項の規定により、山形海区管内の沿岸海域に来遊するはたはたの資源保護を図るため、次のとおり指示する。

平成26年10月7日

山形海区漁業調整委員会

会 長 加 藤 栄

平成26年12月1日から平成27年1月31日までの間、次の表の左欄に掲げる海域において、同表の右欄に掲げる採捕方法以外の方法によるはたはたの採捕及びはたはたを集魚するための杉の葉等の産卵基質の海中での使用を禁止する。ただし、山形県海面漁業調整規則（昭和39年7月県規則第58号）第44条第1項の許可を受けた者が試験研究又は教育実習のために行う場合は、この限りでない。

| 海 域             | 採 捕 方 法                                             |
|-----------------|-----------------------------------------------------|
| 水深30メートル以浅の沿岸海域 | 海面共同漁業権に基づく第二種共同漁業による採捕又は竿釣若しくは手釣による採捕（空釣による採捕を除く。） |

### 公 告

公営住宅法（昭和26年法律第193号）第22条第1項の規定により、山形県営住宅の入居者の一般公募を次のとおり行う。

平成26年10月7日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 県営住宅の名称等

| 名称              | 所在地             | 規格   |                               | 公募戸数 | 区分  | 家賃                      |                                    |                                    |                                    |                                    | 金数          | 摘要 |                                    |
|-----------------|-----------------|------|-------------------------------|------|-----|-------------------------|------------------------------------|------------------------------------|------------------------------------|------------------------------------|-------------|----|------------------------------------|
|                 |                 | 住宅形式 | 1戸当たり<br>住戸専用<br>面積<br>平方メートル |      |     | 収入が<br>104,000円<br>以下の者 | 収入が104,000円<br>を超え123,000円<br>以下の者 | 収入が123,000円<br>を超え139,000円<br>以下の者 | 収入が139,000円<br>を超え158,000円<br>以下の者 | 収入が158,000円<br>を超え186,000円<br>以下の者 |             |    | 収入が186,000円<br>を超え214,000円<br>以下の者 |
| 県営三吉町アパ<br>ート3号 | 新庄市金沢1612<br>-3 | 3DK  | 55.7                          | 1    | 一般用 | 13,200<br>円             | 15,300<br>円                        | 17,500<br>円                        | 19,700<br>円                        | 22,500<br>円                        | 26,000<br>円 |    |                                    |

(注)「収入」とは、入居者（申込者）及び同居親族の過去1年間における所得税法（昭和40年法律第33号）の例により算出した所得金額の合計から次に掲げる額を控除した額を12で除した額をいう。

- (1) 同居親族又は控除対象配偶者若しくは扶養親族で入居者及び同居親族以外のもの1人につき 380,000円
- (2) 控除対象配偶者が老人控除対象配偶者である場合又は扶養親族が老人扶養親族である場合には、その老人控除対象配偶者又は老人扶養親族1人につき 100,000円
- (3) 扶養親族が16歳以上23歳未満の者である場合には、その扶養親族1人につき 250,000円
- (4) 入居者又は(1)に規定する者に障害者がある場合には、その障害者1人につき 270,000円（その者が特別障害者である場合には、400,000円）
- (5) 入居者又は同居親族に寡婦又は寡夫がある場合には、その寡婦又は寡夫1人につき 270,000円（その者の所得金額が270,000円未満である場合には、当該所得金額）

## 2 入居者の資格

県営住宅に入居することができる者は、次の(1)から(4)に掲げる条件を具備する者でなければならない。

- (1) 現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。）があること。
- (2) その者の収入が、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める金額を超えないこと。

イ 次のいずれかに該当する場合 214,000円

- (イ) 入居者又は同居親族に障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条に規定する障害者でその障害の程度が、次のa、b又はcに掲げる障害の種類に応じ、それぞれa、b又はcに定める程度のあるものがある場合
  - a 身体障害 身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号の1級から4級まで
  - b 精神障害（知的障害を除く。） 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項に規定する1級又は2級
  - c 知的障害 bに規定する精神障害の程度に相当する程度
- (ロ) 入居者が昭和31年4月1日以前に生まれた者であり、かつ、同居親族のいずれもが昭和31年4月1日以前に生まれた者又は18歳未満の者である場合
- (ハ) 入居者又は同居親族に、次のいずれかに該当する者がある場合
  - a 戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第2条第1項に規定する戦傷病者でその障害の程度が国土交通省令で定める程度であるもの
  - b 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）第11条第1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている者
  - c 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していない者

(ニ) 同居者に小学校就学の始期に達するまでの者がある場合

ロ イに掲げる場合以外の場合 158,000円

- (3) 現に住宅に困窮していることが明らかな者であること。
- (4) その者及び同居親族が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）でないこと。

## 3 選考方法

募集の区分欄に「一般用」とあるのは、心身障がい者世帯、高齢者世帯、母子・父子世帯、生活保護世帯、多子世帯、その他、国の通知等に基づき総合支庁長が認める世帯、過去1年間に3回以上入居者一般公募に申込み、いずれにおいても選考されなかった一定の要件に該当する世帯の当選確率を優遇して公開抽選とする。

## 4 申込期間及び方法

- (1) 申込期間 平成26年10月15日から同月21日まで（受付時間：午前10時から午後5時まで）（ただし、郵送の場合は、平成26年10月21日までの消印のあるものに限り有効とする。）
- (2) 申込用紙の請求先及び申込書の提出先

新庄市金沢字大道上2034

県営住宅指定管理者 株式会社西王不動産 最上事務所

## 5 入居の時期 平成26年12月上旬

平成26年10月7日印刷  
平成26年10月7日発行

発行所 山形県庁  
発行人 山形県

〒990-0071 山形市流通センター一丁目5-3  
印刷所 坂部印刷株式会社  
印刷者 坂部 登  
電話 山形 (631)2057 (631)2056